

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則

平成十四年十二月二十日
規則第百十九号

- 改正 平成一五年 三月二八日規則第四一号 平成一五年 九月三〇日規則第一二四号
- 平成一六年一〇月 一日規則第七九号 平成一九年 三月 一日規則第七号
- 平成二〇年 三月二八日規則第四二号 平成二〇年 八月二九日規則第七八号
- 平成二一年一二月 八日規則第一〇九号 平成二八年 三月一八日規則第五号
- 平成二八年 九月二七日規則第七〇号 令和 五年 三月三十一日規則第二四号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則

(土砂の排出の届出)

第一条 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号。以下「土砂条例」という。）第六条第一項及び第九条第一項の規定による届出は、様式第一号の届出書により行うものとする。

(土砂の排出の届出の特例)

第二条 土砂条例第六条第一項第六号の規則で定める土砂の排出は、次のとおりとする。

- 一 土地の造成その他の事業の区域において採取された土砂を当該事業の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出
 - 二 工場その他の事業所の区域において採取された土砂を当該事業所の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出
- (土砂の排出に関する計画に定める事項)

第三条 土砂条例第六条第二項第十号及び第九条第一項第十号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 排出先ごとの土砂の数量
- 二 排出先において土砂のたい積を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 排出先における土砂のたい積に関する法令又は条例の規定による許可等の処分状況

(土砂の排出の届出の添付書類)

第四条 土砂条例第六条第三項（土砂条例第九条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 建設工事に係る土地の位置を示す図面
- 二 排出先とする土地の位置を示す図面

(たい積した土砂の排出の届出)

第五条 土砂条例第七条第一項及び第十条第一項の規定による届出は、様式第二号の届出書により行うものとする。

(たい積した土砂の排出の届出の特例)

第六条 土砂条例第七条第一項第四号の規則で定める土砂の排出は、次のとおりとする。

- 一 土地の造成その他の事業の区域において採取された土砂を当該事業の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出
- 二 工場その他の事業所の区域において採取された土砂を当該事業所の区域における土砂のたい積に用いるために行う土砂の排出
- 三 土質改良プラントその他の施設を用いて化学的に性質を改良した土砂の当該施設の敷地からの排出
- 四 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂の排出

(たい積した土砂の排出に関する計画に定める事項)

第七条 土砂条例第七条第二項第五号及び第十条第一項第五号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 排出先ごとの土砂の数量
- 二 排出先において土砂のたい積を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(たい積した土砂の排出の届出の添付書類)

第八条 土砂条例第七条第三項（土砂条例第十条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面とする。

(変更の届出)

第九条 土砂条例第八条第一項（同条第二項（土砂条例第十条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第三号の届出書により行うものとする。

(軽微な変更)

第十条 土砂条例第八条第一項ただし書（土砂条例第九条第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- 一 土砂条例第六号に掲げる事項に関する変更若しくは第四号又は第九条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる事項に関する変更
- 二 土砂条例第六号第二項第五号又は第九条第一項第五号に掲げる事項に関する変更のうち変更後の発生する土砂の数量が変更前の発生する土砂の数量の二十パーセントを超えて増加することとなるもの
- 三 土砂条例第六号第二項第七号又は第九条第一項第七号に掲げる事項に関する変更のうち変更後の排出する土砂の数量の合計が変更前の排出する土砂の数量の合計の二十パーセントを超えて増加することとなるもの
- 四 土砂条例第六号第二項第九号又は第九条第一項第九号に掲げる事項に関する変更のうち排出先とする土地が新たに加わることに伴うもの

第十一条 土砂条例第一項第三号又は第十条第一項第三号に掲げる事項に関する変更のうち変更の割合が変更前の排出する土砂の量の合計の二十パーセントを超過する場合は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
一 土砂の排出する土地が新たに追加されることにより、土砂の排出する土地の面積が増加するもの
二 土砂の排出する土地の位置が変更されるもの
三 土砂の排出する土地の用途が変更されるもの
四 土砂の排出する土地の形状が変更されるもの
五 土砂の排出する土地の地質が変更されるもの
六 土砂の排出する土地の傾斜が変更されるもの
七 土砂の排出する土地の地層が変更されるもの
八 土砂の排出する土地の地盤が変更されるもの
九 土砂の排出する土地の地質が変更されるもの
十 土砂の排出する土地の傾斜が変更されるもの
十一 土砂の排出する土地の地層が変更されるもの
十二 土砂の排出する土地の地盤が変更されるもの
十三 土砂の排出する土地の地質が変更されるもの
十四 土砂の排出する土地の傾斜が変更されるもの
十五 土砂の排出する土地の地層が変更されるもの
十六 土砂の排出する土地の地盤が変更されるもの
十七 土砂の排出する土地の地質が変更されるもの
十八 土砂の排出する土地の傾斜が変更されるもの
十九 土砂の排出する土地の地層が変更されるもの
二十 土砂の排出する土地の地盤が変更されるもの

第十二条 土砂条例第十三条の規定による届出は、様式第四号の届出書により行うものとする。

第十三条 土砂条例第十四条第一項の規定で定める物質は、土壌汚染対策法（平成十四年法律第一号）及び土壌汚染対策法（平成十一年法律第一号）並びに土壌汚染対策法（平成十一年法律第一号）第三十一条第一項第一号に定める物質（ダイオキシン類）とする。

第十四条 土砂条例第十五条第一項の規定で定める基準は、特定有害物質にあっては土壌汚染対策法（平成十四年法律第一号）第三十一条第一項第一号に定める基準（ダイオキシン類）に準ずるものとする。

第十五条 土砂条例第十五条第一項ただし書の確認を受けようとする者は、様式第五号の申請書に提出する書類は、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 住民票の写し
二 土砂のたい積に係る土地の登記事項証明書
三 土砂のたい積に係る土地の区域を示す図面
四 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
五 使用一部改正〔平成〇〇年規則四二二〕を証する書面

第十六条 土砂条例第十六条第一項の規定による許可の申請は、様式第六号の申請書により行うものとする。
第十七条 土砂条例第十六条第一項第三号の規則で定める許可等の処分その他の行為は、次のとおりとする。
一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による許可
二 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第六項の規定による許可
三 探石法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第三十三条の認可
四 森林法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第十条の二第一項又は第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可
五 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十二条第一項又は第九十一条第一項の許可及び同法第三十五条の同意
六 土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）第七十六条第一項の許可
七 都市公団法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の許可（同法第九条の規定により許可があったものとみなされる）
八 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第十八条第一項の許可及び同法第二十条第二項の規定による協議
九 住宅地造成法（昭和三十五年法律第八十四号）第九条第一項の許可
十 住宅地造成法（昭和三十五年法律第八十四号）第九十一条第一項の許可
（同法第十五条第一項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
十一 河川法（昭和三十三年法律第六十七号）第二十条の承認及び同法第二十四条、第二十五条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項又は第五十八条の四第一項の許可（同法第九十五条の規定によりこれらの承認又は許可があったものとみなされる場合を含む。）
十二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可
十三 都市計画法（昭和四十三年法律第七十号）第二十九条第一項又は第二項の許可
十四 都市再開発法（昭和三十四年法律第三十八号）第六十六条第一項の許可
十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可
十六 農業振興地域同条の整備に関する法律（昭和三十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の許可（同条第八項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）
十七 大都市圏における住宅及び住宅地供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第七十七条第一項の許可
十八 埼玉都県土砂採取指定条例（昭和五十年法律第六十七号）第三条第一項の認可
十九 埼玉都県土砂採取指定条例（昭和五十年法律第六十七号）第三十五条第一項の許可

第十八条 土砂条例第十六条第一項第四号の規則で定める行為は、次に掲げる事業の実施に係る行為とする。

（公益事業）
一 土砂の採取
二 土砂の運搬
三 土砂の堆積
四 土砂の処理
五 土砂の再利用
六 土砂の処分
七 土砂の埋立
八 土砂の造成
九 土砂の掘削
十 土砂の掘削
十一 土砂の掘削
十二 土砂の掘削
十三 土砂の掘削
十四 土砂の掘削
十五 土砂の掘削
十六 土砂の掘削
十七 土砂の掘削
十八 土砂の掘削
十九 土砂の掘削
二十 土砂の掘削

（公益事業）
一 土砂の採取
二 土砂の運搬
三 土砂の堆積
四 土砂の処理
五 土砂の再利用
六 土砂の処分
七 土砂の埋立
八 土砂の造成
九 土砂の掘削
十 土砂の掘削
十一 土砂の掘削
十二 土砂の掘削
十三 土砂の掘削
十四 土砂の掘削
十五 土砂の掘削
十六 土砂の掘削
十七 土砂の掘削
十八 土砂の掘削
十九 土砂の掘削
二十 土砂の掘削

（公益事業）
一 土砂の採取
二 土砂の運搬
三 土砂の堆積
四 土砂の処理
五 土砂の再利用
六 土砂の処分
七 土砂の埋立
八 土砂の造成
九 土砂の掘削
十 土砂の掘削
十一 土砂の掘削
十二 土砂の掘削
十三 土砂の掘削
十四 土砂の掘削
十五 土砂の掘削
十六 土砂の掘削
十七 土砂の掘削
十八 土砂の掘削
十九 土砂の掘削
二十 土砂の掘削

（公益事業）
一 土砂の採取
二 土砂の運搬
三 土砂の堆積
四 土砂の処理
五 土砂の再利用
六 土砂の処分
七 土砂の埋立
八 土砂の造成
九 土砂の掘削
十 土砂の掘削
十一 土砂の掘削
十二 土砂の掘削
十三 土砂の掘削
十四 土砂の掘削
十五 土砂の掘削
十六 土砂の掘削
十七 土砂の掘削
十八 土砂の掘削
十九 土砂の掘削
二十 土砂の掘削

（公益事業）
一 土砂の採取
二 土砂の運搬
三 土砂の堆積
四 土砂の処理
五 土砂の再利用
六 土砂の処分
七 土砂の埋立
八 土砂の造成
九 土砂の掘削
十 土砂の掘削
十一 土砂の掘削
十二 土砂の掘削
十三 土砂の掘削
十四 土砂の掘削
十五 土砂の掘削
十六 土砂の掘削
十七 土砂の掘削
十八 土砂の掘削
十九 土砂の掘削
二十 土砂の掘削

（公益事業）
一 土砂の採取
二 土砂の運搬
三 土砂の堆積
四 土砂の処理
五 土砂の再利用
六 土砂の処分
七 土砂の埋立
八 土砂の造成
九 土砂の掘削
十 土砂の掘削
十一 土砂の掘削
十二 土砂の掘削
十三 土砂の掘削
十四 土砂の掘削
十五 土砂の掘削
十六 土砂の掘削
十七 土砂の掘削
十八 土砂の掘削
十九 土砂の掘削
二十 土砂の掘削

（公益事業）
一 土砂の採取
二 土砂の運搬
三 土砂の堆積
四 土砂の処理
五 土砂の再利用
六 土砂の処分
七 土砂の埋立
八 土砂の造成
九 土砂の掘削
十 土砂の掘削
十一 土砂の掘削
十二 土砂の掘削
十三 土砂の掘削
十四 土砂の掘削
十五 土砂の掘削
十六 土砂の掘削
十七 土砂の掘削
十八 土砂の掘削
十九 土砂の掘削
二十 土砂の掘削

（公益事業）
一 土砂の採取
二 土砂の運搬
三 土砂の堆積
四 土砂の処理
五 土砂の再利用
六 土砂の処分
七 土砂の埋立
八 土砂の造成
九 土砂の掘削
十 土砂の掘削
十一 土砂の掘削
十二 土砂の掘削
十三 土砂の掘削
十四 土砂の掘削
十五 土砂の掘削
十六 土砂の掘削
十七 土砂の掘削
十八 土砂の掘削
十九 土砂の掘削
二十 土砂の掘削

（公益事業）
一 土砂の採取
二 土砂の運搬
三 土砂の堆積
四 土砂の処理
五 土砂の再利用
六 土砂の処分
七 土砂の埋立
八 土砂の造成
九 土砂の掘削
十 土砂の掘削
十一 土砂の掘削
十二 土砂の掘削
十三 土砂の掘削
十四 土砂の掘削
十五 土砂の掘削
十六 土砂の掘削
十七 土砂の掘削
十八 土砂の掘削
十九 土砂の掘削
二十 土砂の掘削

（公益事業）
一 土砂の採取
二 土砂の運搬
三 土砂の堆積
四 土砂の処理
五 土砂の再利用
六 土砂の処分
七 土砂の埋立
八 土砂の造成
九 土砂の掘削
十 土砂の掘削
十一 土砂の掘削
十二 土砂の掘削
十三 土砂の掘削
十四 土砂の掘削
十五 土砂の掘削
十六 土砂の掘削
十七 土砂の掘削
十八 土砂の掘削
十九 土砂の掘削
二十 土砂の掘削

- 一 砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設に関する事業
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業
- 三 道路運送一般貨物自動車運送事業又は貨物の運送事業（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業（平成元年法律第八十三号）に関する事業
- 四 森林法による保安施設に関する事業
- 五 道路法による道路に関する事業
- 六 都市公園法による都市公園に関する事業
- 七 自然公園法（昭和三十三年法律第七十一号）による公園事業
- 八 水道法（昭和三十三年法律第七十号）による水道事業又は水道用水供給事業
- 九 地下水法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水道の用に供する施設に関する事業
- 十 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業
- 十一 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害のある河川又はこれら以外の施設に関する事業は利水の目的をもって設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設に関する事業
- 十二 都市計画法による都市計画事業
- 十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業
- 十四 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
- 十五 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業
- 十六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業
- 十七 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に必要なる事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）
- 十八 前各号に掲げる事業に準ずるものとして知事の確認を受けた事業
- 十九 一部改正〔平成一五年規則一四号〕

（公益事業の確認）
 第十九条 前条第十九号の確認を受けようとする者は、様式第八号の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、土砂のたい積に係る事業を行う土地の位置を示す図面その他参考となる書類を添付しなければならない。

- （土砂のたい積の許可の特例）
- 第二十条 土砂条例第十六条第一項第七号の規則で定める土砂のたい積は、次のとおりとする。
 - 一 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂のたい積
 - 二 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂の採石法を用いて行う土砂のたい積
 - 三 採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂のたい積
 - 四 採取のために除去した土砂を除く。）のみを用いて行う土砂のたい積
- （土砂のたい積に関する計画に定める事項）
- 第二十一条 土砂条例第十六条第二項第二号の規則で定める事項は、土砂のたい積を行う土地において必要な土砂のたい積に関する法令又は条例の規定による許可等の処分の状況とする。
- （土砂のたい積の許可申請の添付書類）
- 第二十二条 土砂条例第十六条第三項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人の住民票の写し又は法人の登記事項証明書
- 二 土砂のたい積に係る土地の登記事項証明書
- 三 申請者及び土砂のたい積に係る建設工事の元請負人が土砂のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- 四 土砂のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面
- 五 土砂のたい積に係る土地の位置を示す図面
- 六 土砂のたい積の完了時及び最大たい積時の土地の形状に係る平面図及び断面図
- 七 排水施設その他の土砂の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図
- 八 擁壁の背面図

（許可の基準）
 第二十三条 土砂条例第十八条第一項の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

（変更の許可申請）
 第二十四条 土砂条例第十九条第一項の許可を受けようとする者は、様式第九号の申請書を知事に提出しなければならない。

- （軽微な変更）
- 第二十五条 土砂条例第十九条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
 - 一 土砂条例第十六条第二項第五号又は第八号に掲げる事項に関する変更
 - 二 土砂条例第十六条第二項第六号又は第七号に掲げる事項に関する変更のうち変更後の土砂のたい積により生ずる土地表面の最高部と最低部との高低差（土砂のたい積前において土砂のたい積に係る土地と隣接する土地と最高部と最低部とがある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂のたい積により生じた土地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合には擁壁の最高部と土砂のたい積により生じた土地表面の最高部との高低差。別表において「土砂の高さ」という。）が減少することとなるもの又は変更後の土砂のたい積により生ずるのり面（擁壁に覆われたのり面を除く。別表において同じ。）の勾配が緩和されることとなるもの

（変更の届出）
 第二十六条 土砂条例第二十条の規定による届出は、様式第十号の届出書により行うものとする。

- この規則は、平成十五年十月一日から施行する。
 附則（平成十六年十月一日規則第七十九号）
- この規則は、公布の日から施行する。
 附則（平成十九年三月一日規則第七号）
- この規則は、公布の日から施行する。
 附則（平成二十年三月二十八日規則第四十二号）
- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二項第一号及び第二号並びに第二十条第一号及び第二号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に毛呂山町の区域においてした土砂のたい積又は土砂搬入禁止区域への土砂の搬入については、改正前の第三十五条の規定は、なおその効力を有する。
 附則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）
- この規則は、公布の日から施行する。（後略）
 附則（平成二十一年二月八日規則第九号）
- この規則中第十四条の改正規定は平成二十二年四月一日から、第十七条第一項第十六号の改正規定は農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日から施行する。
 附則（平成二十八年三月十八日規則第五号）
- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
 附則（平成二十八年九月二十七日規則第七十号）
- 1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に嵐山町の区域においてした土砂のたい積又は土砂搬入禁止区域への土砂の搬入については、改正前の第三十五条の規定は、なおその効力を有する。
 附則（令和五年三月十一日規則第二十四号）
- 1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十号まで及び様式第十二号から様式第十五号までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 別表（第二十三条関係）
- 一 土砂条例第十八条第一項第一号に関する基準
- イ 土砂の高さは、二メートル（土砂のたい積の目的から必要があると知事が認めた場合で土質試験等に基づき地盤及び土砂のたい積に使用する土砂の安定計算をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂の高さに係る数値）以内であること。
- ロ トルの勾配（土砂のたい積の目的から必要があると知事が認めた場合で土質試験等に基づき地盤及び土砂のたい積に使用する土砂の安定計算をした結果土砂のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂のたい積により生じた地表面の勾配）以下であること。
- 二 土砂条例第十八条第一項第二号に関する基準
- イ 土砂のたい積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。
- ロ 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百七号）第八条第二号、第三号及び第八号から第十号までの基準に適合するものであること。ただし、土砂のたい積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。
- ハ 擁壁は、宅造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第八条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。
- ニ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
- 三 土砂条例第十八条第一項第三号に関する基準
- イ 土砂のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- ロ 垂直一メートルに対する水平距離が四メートル以下の勾配である土地に土砂のたい積を行う場合は、土砂のたい積を行う前の土地の地盤と土砂のたい積に使用した土砂との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。
- ハ 土砂のたい積の完了後に土砂が崩壊しないように、締固めその他の土砂のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講じられていること。
- ニ 土砂のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これら土地の境界と土砂のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂のたい積の高さに相当する長さをとる等の措置が講じられていること。
- ホ 土砂のたい積に伴う周囲の生活環境への影響を踏まえ、土砂のたい積を行う時間、期間等が定められていること。
- ヘ 土砂のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。
 一部改正〔平成一九年規則七号・令和五年二四号〕

様式第1号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕

様式第2号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕

様式第3号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕

様式第4号



一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕

様式第5号



様式第6号 一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕



様式第7号 一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕



様式第8号 一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕



様式第9号 一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕



様式第10号 一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕



様式第11号 一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕



様式第12号



様式第13号 一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕



様式第14号 一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕



様式第15号 一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕



様式第16号 一部改正〔平成20年規則78号・令和5年24号〕

